

SDGs サイバーフォーラムコモンズ構想のパイロットプラン（試行実験）の基本方針

情報教育研究委員会

情報専門教育分科会

（1）共創活動事業「SDGs サイバーフォーラムコモンズ」の意義

① 学生と社会が連携する分野横断によるイノベーション創出の重要性・緊急性

先行きが不透明で将来の予測が困難な時代において、日本が成長力、競争力を高めていくには、未知の時代を切り拓いていく意欲ある学生が、地球的規模で新しい価値の創造に立ち向かって行けるよう、分野を横断し、大学と社会が連携して学びを支援していく「場」が求められている。

未来を拓く価値創造にワクワクしながら参加できるよう、学生チームによる SDGs の研究を社会とマッチングする共創活動の拠点を仮想空間に設け、世界に通用する「創発的な学び」*を目指す。

*自由な発想やアイデアを生み出すために、従来の枠組みにとらわれずに自由に考える。

② 大学教育での位置づけと産学連携の意義

対象とする学びは、意欲のある学生チームによる共同研究・創作活動やゼミナールなどのテーマ別 PBL とし、教員・社会の支援を前提にする。

答えのない SDGs の課題解決に向けて、どのように考え、どのようにアプローチしたらよいのかなど、共創活動の研究を企業・自治体関係者に広く知っていただき、関心を誘発してコミュニケーションする中で、地球的規模で未来を拓く価値の創造に挑戦していく新しい学びを体験する産学連携が不可欠である。

③ 期待される効果

学生は、社会の知見・現場感覚、データサイエンスの実践などの体験を通じて、新しい価値の創造に取り組むなど、未来を切り拓く社会人力を身につけることが期待される。

大学は、学生が希望する共創体験を支援することにより、学生と社会のウェルビーイングの貢献を通じて、大学価値の拡大・向上に寄与することが期待される。

企業・自治体は、学生と共に価値づくりを実現していくことで、組織の存在価値を高めるとともに、新たな価値創出や地域創生、製品・サービスの開発などに繋げていくことが期待される。

（2）パイロット事業化の実施時期

事業化の実施は、段階的に行う。2024 年度にマッチングの実現を行い、次年度以降の共創活動につなげる。

（3）共創活動のパイロット事業化に参加する大学、企業・自治体等組織の選定

- ① 大学：加盟の文系・工学系を予定
(候補：帝京大学、久留米工業大学、静岡産業大学)
2年生から4年生の希望する学生チームを募集・選定する。
 - ② 企業等：賛助会員企業、民間団体を予定
(候補：内田洋行、日立製作所、富士通 Japan、スキルマネジメント協会、インターネット協会、モバイルコンピューティング推進コンソーシアム)
- (4) マッチング・発表・評価のプラットフォーム環境の整備
- ① プラットフォーム（メタバース）の構築
帝京大学の学生チームの協力を得て、メタバース・プラットフォーム cluster（クラスター）でサンプルの開発を行う。その際、ヘッドマウントディスプレイは必須としない。
 - ② 学生チームが発信するマッチング情報の内容と掲載方法
＜マッチング情報の内容＞
 - ※ 共創活動の具体的なテーマ（SDGsの17ゴール・169ターゲットとの関係性）
 - ※ テーマをどのような視点で検討するか計画（これまでの検討状況を含める）
 - ※ 検討期間・スケジュール
 - ※ 社会に求める協力
 - ※ チームの特徴を紹介（チーム名、メンバーの分野と学年構成含む）
 - ※ 連絡方法など（連絡手段は検討する必要がある）＜メタバース上でのマッチング情報の掲載方法＞
 - ※ 掲示板形式で掲載（静止画、文字、動画など）
 - ※ アバターの配置（チームメンバーの待機条件を掲示板に掲載など）
 - ※ チャットボットの利用＜
 - ③ プラットフォームの運営体制
マッチングサイトの運営主体は、当面、私情協とし、プラットフォームを外部企業の協力を得て整備する。プラットフォームの運営は、本プロジェクト委員会の中に小委員会を設け対応するが、プラットフォーム内での常時監視は行なわない。
 - ④ プラットフォームの費用負担
本協会が負担する。
- (5) マッチング後の共創活動プラットフォーム環境の整備
- ① 共創活動のプラットフォームは、参加大学・企業等組織間で可能な範囲で調整し、合意に基づいて整備する。例えば、対面で行う場合、ネット上で意見交換する場合、メタバースを使う場合など学生チームと企業・自治体チームとの間で合意形成して進める。
 - ② 費用負担は、参加大学・企業・自治体組織間で対応する。学生チームの担当教員及び所属大学として、費用負担の方法などについて、企業・自治体チームとのやりとりの中で検討・調整する。
 - ③ 共創活動の情報保護への対応は、共創活動の研究情報について、学生チームと企

業・自治体チーム間で情報保護のルールを予め合意形成しておく必要がある。

(6) メタバース利用ルールの徹底

① 活動に伴う心得を以下のような視点のガイドラインを作成し、小委員会でビデオ化し、オンデマンドで配信する。

- ※ 個人情報はプラットフォーム上に掲載しないこと
- ※ 直接的なリクルート目的の利用は控えること
- ※ 成りすましをしないこと
- ※ 情報掲載を偽らないこと
- ※ 個人的な情報は求めないようにすること
- ※ 著作権・知的財産権・個人情報の取扱いを常に配慮すること
- ※ 解決策など成果物の取扱いを常に配慮すること
- ※ 共創活動において知りえた技術・サービス・データなど機密情報の取扱いなどを常に配慮すること

② ルールの徹底は、参加大学の担当教員の協力を得て行う。大学は、ビデオオンデマンドによる学修成果を把握するため、共創活動への意見表明レポートを担当教員に提出させる。提出のない学生には、担当教員から個別指導を行う。

(7) 学修成果の評価、大学のオープンバッジ発行の支援

① 学修成果の取扱いは、学生チームから大学の担当教員に結果報告を行い、その上で、マッチングサイトに掲載・公表する。また、本協会の Web や YouTube に掲載・公表し、成果に対する社会の反応として、「いいね」による評価と「コメント」を受ける方法で行う。

② 学生個人に対する評価は、学生からの成果報告を義務付けるとともに、担当教員による面接の結果とチーム内での相互レビューの結果を踏まえて、担当教員が国際的な評価基準のオープンバッジにつながる獲得能力の判定を行う。オープンバッジにつながる獲得能力の判定に伴う評価基準は、本協会の委員会で作成する。なお、オープンバッジの発行は、大学の判断に委ねる。

③ 学生個人の活動履歴を証明する手段として、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を活用した活用実績の仕組みの導入に向けて可能性を研究する。